

スペインにおける新型コロナウイルス感染症拡大を受けた外出制限の強化について

令和2年3月31日

3月29日、スペイン政府は臨時閣議において、真に必要な分野（以下一部を列挙）に従事する者等以外は3月30日から4月9日までの間、「勤務時間の回復可能な有給休暇」の取得が義務づけられるとの内容の政令法を採択し、警戒事態宣言下の外出制限をさらに強化しました。

3月14日の警戒事態宣言においては、職務履行のための職場等への移動は広く認められておりましたが、上記29日付政令法により、さらに制限されておりますのでご注意ください。

なお、同政令法はあくまでも職務履行のための移動を制限するものであり、帰国のための旅行者等の移動を妨げるものではありません。

【真に必要な分野（※以下は主な業種等を列挙したもの）】

- ・ 食料品店、医薬品販売店等の必需品販売店の従事者
- ・ 飲食店の宅配業務従事者
- ・ 商品の運送業務従事者
- ・ 税関職員
- ・ 電力、石油製品、天然ガス部門従事者
- ・ 重要インフラの運営・防護従事者
- ・ 食料、飲料、動物の餌、医療・衛生関連製品、医薬品その他保健関連製品等の必需品の生産・供給等に従事する者
- ・ 真に必要な分野の活動に必要な製品の製造に携わる者
- ・ 人及び商品の移送に従事する者
- ・ その他、報道、金融、通信、（中断されていない訴訟手続き等に従事する）弁護士、清掃、気象予報サービス等に従事する者
- ・ その他、真に必要と判断される業務に従事する者

【3月29日付政令法 全文】

<https://www.boe.es/boe/dias/2020/03/29/pdfs/B0E-A-2020-4166.pdf>

※個別事案については、上記の政令法本文をご確認ください。